

高齢者の運転免許自主返納を支援します！

運転免許証を自主返納された方を対象に、市内を運航している「路線バス」、「乗合タクシー」、「予約型乗合タクシー」の共通回数券11,000円分(200円券×55枚)を交付する「津久見市高齢者運転免許証自主返納支援事業」を令和8年4月1日から実施しています。

申請に当たっては、警察署(津久見幹部交番)又は免許センターで交付される「申請による運転免許の免許取消通知書」が必要となるほか、下記の要件を全て満たすことが必要になります。

◆津久見市高齢者運転免許証自主返納支援事業の手続きについて

【対象者】 自主返納日から90日以内の方

有効期間内の全ての運転免許証を自主返納した方

自主返納日において70歳以上の方

自主返納日かつ支援の申請日において市に住所を有する方

令和8年4月1日以降に自主返納された方

※運転免許証有効期限が過ぎて、免許を失効した場合は該当しません。

【必要なもの】

申請書(窓口に設置)

自主返納時に発行された「申請による運転免許の取消通知書」(原本)

本人確認ができるもの(取消された運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、健康保険証など)

印鑑

※代理人が申請する場合は、上記に加え、委任状・代理人の本人確認ができるもの・代理人の印鑑が必要です。



家庭用防犯カメラの購入・設置費用 及び 特殊詐欺等防止付き電話機購入費用の補助を行います

市内在住の満60歳以上の方がいる世帯で、令和8年4月1日以降に家庭用防犯カメラを購入・設置した方、または特殊詐欺等防止付き電話機を購入された方に対して、購入費の一部を補助します。

それぞれの補助上限等については下記のとおりです。ただし、申請総額が予算額を超えた場合は、締め切り前でも募集を終了することがありますので、購入及び設置前に事前にお問い合わせください。なお、申請は1世帯1回限りとなります。

◆家庭用防犯カメラを購入・設置

【補助率】 購入設置費用の3分の2の額(補助上限：20,000円)

【対象となるもの】 居住する住居に設置したもので、下記の2点の基準を満たしたものです。

①屋外に固定して設置される映像撮影装置、録画装置、その他関連機器

②夜間の撮影が可能なもの

◆特殊詐欺等防止付き電話機購入費

【補助率】 購入設置費用の3分の2の額(補助上限：10,000円)

【対象となるもの】 居住する住居に設置したもので、着信時に相手に警告音声を発し、通話中にその内容を録音する機能のある電話機又は電話機の外付け機器

※家庭用防犯カメラを購入・設置補助、および特殊詐欺等防止付き電話機を購入補助の申請期限は令和9年1月29日(金)までとなります。対象者の要件や申請方法については、下記までお問い合わせください。

※全ての事業には、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

【問い合わせ】 市民生活課 生活安全班 ☎0972-82-2008